

業務委託契約書（案）

- 1 業務名称 ○○○○○○○○○○（○○型）
2 対象国名 国
3 履行期間 （西暦で記入）年 月 日から
（西暦で記入）年 月 日まで
4 契約金額 円
（内 消費税及び地方消費税の合計額 円）

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名[組織名]を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務委託契約約款
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- （5）附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 業務委託契約約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員 : ○○○○○○○○○○の課長
- （2）分任監督職員 : なし

（契約金額の精算）

第3条 業務委託契約約款第14条第5項は本契約には適用しない。

（成果品および資料等の取扱い）

第4条 業務委託契約約款第25条第3項に第4号として「（4）受注者の海外展開に係る業務」を追記する。

（財務諸表及び納税証明書の提出、並びにその他の調査と受注者による協力）

第5条 受注者は、頭書履行期間内に、会社法上作成が要求される財務諸表（写し）を毎事業年度後遅滞なく発注者に対して提出する。ただし、当該提出された資料は、頭書業務の適切かつ円滑な実施のために、受注者の財務内容の確認に必要な範囲でのみ利用されるものとする。

- 2 受注者は、頭書履行期間内に行った納税につき、発注者から請求があった

場合には速やかにその納税証明書（発行日から3か月以内のもの）を発注者に対して提出する。

3 業務委託契約約款第24条第3項に定める「本契約期間中の検査」には、本契約書附属書Ⅲに関連する受注者の支出に関して、企業会計原則に沿った経理事務が行われているかという経費に係る発注者による実地調査を含むものとする。

4 業務委託契約約款第24条各項の規定は、本契約の業務の実施が完了した後も引き続き効力を有し、発注者は、受注者に対して、内部調査を指示し、その結果を文書で報告させ、説明を求め、検査を行うことができる。ただし、同条第2項に定める受注者の事業所における発注者による検査を行う期間は、検査対象とする文書の法定保存期間を限度とする。

（前払金の上限額）

第6条 業務委託契約約款第16条に定める前払金の金額については、同条第1項の規定にかかわらず、本契約においては、円を上限とする。

（部分払）

第7条 業務委託契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、次のとおりとする。

部分払：第〇回進捗報告書の作成
（中間成果品：第〇回進捗報告書）

（概算払）

第8条 業務委託契約約款第18条第1項に定める「契約金額の10分の9以内の額」については、「精算報告書に記載を予定する精算金額と契約金額のいずれか低い額の10分の9以内の額」に読み替える。この「精算報告書に記載を予定する精算金額」とは、受注者の本契約に基づく支出予定金額を踏まえて、同約款14条に従って合理的に行われるであろう精算において算出されることが予定される金額に限られるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

（西暦で記入）年 月 日

発注者 受注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 井倉 義伸